



ながさきし

第74号

2019.5.1
(令和元年)

社協だより

ファミリー・サポート・センターながさき まかせて会員 募集中!



新生児実習

ファミリー・サポート・センターながさきでは、「子育ての援助をしたい」まかせて会員の養成を目的とした研修会を年3回開催しています。今年度も開催を予定していますので、興味をお持ちの方がおられましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



子どもの遊び



ファミサポの詳細は
3 ページに記載しています



AED・心肺蘇生法講習

充実した内容の研修



社会福祉法人 **長崎市社会福祉協議会**



誰もが**ふ**だんの**く**らしの**な**かで、**し**あわせを感じられる笑顔あふれるまち”ながさき”



(災害ボランティアセンター設置・運営訓練)

- ① 社協会員の拡充
- ② 赤い羽根協同募金への協力
- ③ 日本赤十字社会員及び活動資金募集への協力等
- 〔2〕 地域福祉活動推進
 - ① 社協支部の新設
 - ② 地域のささえあいの力を強くする取り組みの推進
 - ③ 高齢者支援スタッフ研修会の開催
 - ④ ささえあいネットワーク活動の推進
 - ⑤ 地域コーディネートの推進等
- 〔3〕 ボランティアの支援・育成
 - ① ボランティアの相談、調整、支援の促進
 - ② ボランティア保険等の受付
 - ③ ボランティア出前講座の開催
 - ④ 長崎青年会議所（JＣ）等との協働
 - ⑤ 福祉体験学習等への支援等

- 〔4〕 子育て支援
 - ① ファミリー・サポート・センターながさき推進事業の実施
 - ② 子育てサロン事業の推進
 - ③ 子育て支援団体や親子向けイベントの支援等
- 〔5〕 広報・啓発事業
 - ① 長崎市社会福祉大会の開催
 - ② 地域なんでも情報局の発行
 - ③ ホームページ等の運営
 - ④ 社協だより・声の社協だよりの発行等
- 〔6〕 相談支援事業
 - ① 総合相談支援事業の実施
 - ② 生活困窮者自立支援事業の実施
 - ③ 緊急支援セーフティネット事業の実施（モデル事業）
 - ④ 生活福祉資金貸付事業の実施等
- 〔7〕 社会福祉協議会支所における事業
 - ① 訪問介護事業の実施
 - ② 生活援助サービス事業の実施
 - ③ 移動支援事業の実施
 - ④ 通所介護事業・地域密着型通所介護事業・介護予防通所相対サービス事業・ミニデイサービス・短期集中型通所介護サービス事業の実施
 - ⑤ 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の実施（ケアプラン）
 - ⑥ 配食サービス事業の実施
 - ⑦ 老人福祉施設運営事業の実施
 - ⑧ 介護保険事業所館内の地域貢献事業の実施等

2019 事業計画



(街頭募金「赤い羽根」)



(通所介護事業)

収入の部 (単位：千円)	
勘定科目	金額
＜事業活動による収入＞	
会費収入	4,064
寄附金収入	1,835
経常経費補助金収入	149,304
受託金収入	83,937
貸付事業等収入	3,023
事業収入	6,638
負担金収入	4,650
介護保険事業収入	211,301
障害福祉サービス等事業収入	2,699
受取利息配当金収入	173
その他の収入	1,920
計	469,544
＜その他の活動による収入＞	
基金積立資産取崩収入	17,945
積立資産取崩収入	11,376
拠点・サービス区分繰入金収入	62,375
その他の活動による収入	11,117
計	102,813
前期末支払資金残高	44,254
合計	616,611

支出の部 (単位：千円)	
勘定科目	金額
＜事業活動による支出＞	
人件費支出	381,600
事業費支出	49,993
事務費支出	60,750
貸付事業等支出	594
共同募金配分金事業費支出	20,642
助成金支出	10,499
負担金支出	8,807
その他の支出	690
計	533,575
＜施設整備等による支出＞	
固定資産取得支出及び繰入支出	198
計	198
＜その他の活動による支出＞	
基金積立資産支出	1,890
積立資産支出	8,096
拠点・サービス区分繰入金支出	62,375
その他の活動による支出	9,539
計	81,900
予備費支出	938
合計	616,611

2019年度資金収支予算

ファミリー・サポート・センターながさき

【子育ての援助を受けたいあなた】と【子育ての援助をしたいあなた】を結びます！

ファミリー・サポート・センターながさきは、地域の中で子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と援助をしたい人（まかせて会員）が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う地域住民参加型の組織です。

③ Bさんが預かることができます。事前打ち合わせをしてください。

② Aさんのお子さんを預かってもらえますか？



ファミリー・サポート・センターながさき

① 利用申し込み
(Aさん)

① ○月△日×時に、うちの子を預かってほしいのですが。

③ まかせて会員の紹介
※条件にあう「まかせて会員」がないなど、ご紹介できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑥ 活動報告書の提出

② 援助依頼
(Bさん)

いいですよ。

④ 事前打ち合わせ・活動開始
⑤ 活動終了後、報酬受け渡し

研 修

おねがい会員
会員登録していれば利用できます
○長崎市、長与町、時津町にお住まいで、子育ての援助を受けたい方
○生後0ヶ月～小学生(12歳まで)のお子さんをお持ちの方

まかせて会員
活動できる日時を登録します
○長崎市内にお住まいで、自宅子どもを預かることができる方
○所定の研修を受講された方
(広報ながさき等で募集します)

どっちも会員
両方の会員になることもできます

★預かりの時間と利用料金

平日時間内 (7:00~19:00)	1時間 700円
平日時間外 (19:00~22:00) 土日祝日時間内 (7:00~19:00)	1時間 800円
土日祝日時間外 (19:00~22:00)	1時間 900円

※ 宿泊を伴う預かり、病児の預かり、家事援助はできません。

※ 交通費や子どもの食事等はおねがい会員(保護者)負担となります。

☆お問い合わせ先 ☆ 《ファミリー・サポート・センターながさき》(長崎市社会福祉協議会内)

〒850-0054 長崎市上町1番33号 TEL: 829-6244 FAX: 829-6245

受付時間: 月~金 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始はお休みです)

2019年度ボランティア活動保険加入受付中！

ご加入プラン		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	(限度額) 1,040万円	(限度額) 1,400万円	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
賠償責任保険金(対人・対物共通)		(限度額) 5億円	(限度額) 5億円	
保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(お問い合わせ) ボランティア室(市民協働推進室内) ☎(代表) 829-1125



5月は赤十字運動月間です 活動資金にご協力ください



活動資金へのご協力を、よろしくお願いたします。

救うことを、つづける。
日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

今や、世界中のどこでも起こり得る大規模災害。国内でも、今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大地震が発生すると予測されています。

日本赤十字社は、大規模災害が起きた時の救護活動はもちろん、救援物資の備蓄や防災ボランティアの養成、子どもたちを対象にした防災教育など、日頃から大規模災害に備えた活動を行っています。

これらの活動は、皆さまからご協力いただく活動資金によって支えられています。

苦しんでいる人を「救うことを続ける」ため、ひとりでも多くの方々に活動資金へご協力いただきますようお願いいたします。

平成30年度 長崎市地区
活動資金実績額
25,157,825 円

ご協力ありがとうございました!



災害義援金を募集しています!

日本赤十字社では、国内で災害が起きた際、被災者を支援するために「義援金」を募集しています。お寄せいただいた義援金は、その全額が日本赤十字社から各被災都道府県に設置された義援金配分委員会に送金され、各市町村を通じて被災者に届けられます。皆様方の温かいご協力をお願いいたします。

【現在受付中の義援金】

義援金名	受付期間
東日本大震災義援金	2020年3月31日(火)まで
平成28年熊本地震災害義援金	2020年3月31日(火)まで
平成30年7月豪雨災害義援金	2019年6月30日(日)まで
平成30年北海道胆振東部地震義援金	2019年9月30日(月)まで

こちらも検索
してみてくださいね!
<http://www.jrc.or.jp>



詳しくは、日本赤十字社長崎県支部長崎市地区 (☎ 828-1281) へお問い合わせください。



平成30年度 赤い羽根共同募金運動結果報告

平成30年10月1日から12月31日までの3カ月間、赤い羽根共同募金運動を実施いたしました。

今年も多くの方々にご協力をいただき、心から感謝いたします。

お寄せいただきました募金は、大切に使用させていただきます。

ありがとうございました。



赤い羽根募金実績額
24,350,031円

歳末たすけあい募金実績額
8,179,575円



V・ファーレン長崎の皆さま



小さな子どもさん



赤ちゃん連れのお母さん



たくさんのおやさしさをありがとう！

- ・イオン東長崎店
- ・イオン長崎店
- ・イオンチトセピア店
- ・長崎ブリックホール
- ・長崎市民会館
- ・長崎市役所
- ・フェスタ京泊店
- ・フェスタ南長崎店
- ・フェスタ赤迫店
- ・フェスタ東長崎店
- ・コアマンシヨンマリナシティ長崎
- ・医療法人 秋桜会
- ・有料老人ホーム モンサン赤迫
- ・オーシャンパレスゴルフクラブ&リゾート
- ・特別養護老人ホームなの花
- ・ララなめし
- ・ララ矢上
- ・ララあたご
- ・ララ新戸町
- ・マックスバリュメルクス長崎店
- ・マックスバリュ矢上団地店

【募金箱設置】（赤い羽根共同募金運動期間）

長崎県共同募金会長崎市支会では、共同募金運動の一環として、市内の企業や商業店舗、公共施設や社会福祉施設等の協力を得て、募金箱や赤い羽根支援自動販売機（飲料水の売上の一部が寄附されます）を設置しています。赤い羽根共同募金への協力を通して、地域の福祉の充実に貢献いただいております。

広がっています！
地域のために活動する企業
〜共同募金の巻〜



赤い羽根支援自動販売機 新規設置先募集中！

- ・「赤い羽根支援自動販売機」（年間を通じて）
- ・ララ矢上
- ・ララなめし
- ・ケアハウスみずほ
- ・リコージャパン株式会社
- ・長崎純心大学
- ・長崎県総合福祉センター
- ・養護老人ホーム日見やすらぎ荘
- ・社会福祉法人 恵愛会
- ・恵の丘長崎原爆ホーム別館

（順不同・敬称略）

この自動販売機は、飲料水の売上の一部が寄附になる共同募金協賛型の自動販売機で、購入者が負担感なく気軽に募金ができ、また、設置者は社会貢献ができ、地域の福祉意識の向上にもつながります。

現在、市内9カ所に「赤い羽根支援自動販売機」を設置しており、新規設置先を募集しております。

詳しくは、長崎県共同募金会までお問い合わせください。

☎046-86882



まずは相談の“^{いっぽ}一歩から”

“秘密厳守をお約束”

「相談する一歩」 「聞いてみる一歩」 「電話する一歩」
「行ってみる一歩」 「話してみる一歩」

社会福祉協議会には2つの相談窓口があります。

どちらの窓口も、どなたからでも、どのようなことでも、
幅広く相談をお受けいたします。
来所が難しい方への訪問も実施しております。お気軽にご相談ください。

広く総合的な 相談をする窓口です

しゃきょう“なんでも”相談
☎ 828 - 5016

【相談例】

- ・ 家族や人間関係で悩んでいる
- ・ どこに相談にいけばいいのかわからない
- ・ 近隣のトラブルで相談したい
- ・ 病気や介護のことで相談したい

特に経済的な 相談をする窓口です

長崎市生活支援相談センター
☎ 828 - 0028

【相談例】

- ・ 生活が苦しい
- ・ 仕事が決まらずに生活費が心配
- ・ 病気で収入が途切れた
- ・ 借金があり生活が苦しい
- ・ 家賃が払えない
- ・ 社会に出るのに不安がある

相談日：月曜日～金曜日（9：00～17：00）

※ 土日祝日、年末年始はお休みです。

相談場所：長崎市社会福祉協議会 本所

※ しゃきょう“なんでも”相談は、各支所でも受け付けて
おります。

事業説明のため職員を無料で派遣します！

地域の方や関係機関の方へ、上記相談事業を知っていただくための事業説明等を無料で行
なっております。是非、ご活用下さい。

生活福祉資金等貸付事業のご案内

【生活福祉資金貸付事業】

資金の種類・内容		貸付限度額
1 総合支援資金		
★貸付対象世帯：失業等により生活に困窮している方で、資金の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯		
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間：原則 3 カ月とし最大 12 カ月（延長は 3 カ月ごと 3 回）まで	二人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用等	400,000円以内
(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内
2 福祉資金 ★貸付対象世帯：低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯		
(1) 福祉費		
① 【生 業 費】	生業を営むために必要な経費	4,600,000円以内
② 【技 能 習 得 費】	技能取得及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	1,300,000円～5,800,000円以内
③ 【住 宅 整 備 費】	住宅の増築、改築、拡張、補修、保全等に係る必要な経費	原則2,500,000円以内
④ 【福祉用具購入費】	日常生活に必要な高額福祉用具等の購入費	1,700,000円以内
⑤ 【障害者自動車購入費】	障害者自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内
⑥ 【療 養 費】	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計維持に必要な経費	1,700,000円以内・2,300,000円以内
⑦ 【介 護 等 費】	介護サービスを受けるために必要な経費	1,700,000円以内・2,300,000円以内
⑧ 【災 害 臨 時 費】	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	原則1,500,000円以内
⑨ 【冠 婚 葬 祭 費】	冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内
⑩ 【住 居 移 転 等 費】	住居の移転等、給排水設備等に必要な経費	500,000円以内
⑪ 【技能習得等支度費】	就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内
⑫ 【その他日常一時必要費】	その他、日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内
⑬ 【生活復興支援資金】	(一時生活支援費・生活再建費・住宅補修費)	月200,000円～2,500,000円以内
3 教育支援資金 ★貸付対象世帯：低所得世帯		
(1) 教育支援費		
高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学に就学するのに必要な経費	※教育支援費については、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	高等学校 月額 35,000 円以内 高等専門学校 月額 60,000 円以内 短期大学 月額 60,000 円以内 大学 月額 65,000 円以内
(2) 就学支度費	入学に際し必要な経費	500,000 円以内
4 不動産担保型生活資金 ★貸付対象世帯：低所得の高齢者世帯		
(1) 不動産担保型生活資金		
一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金		土地の評価額の7割 月額 300,000 円以内
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金		
一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金		土地・建物の評価額の7割 (集合住宅は5割) 月額=生活扶助費×1.5 - 収入充当額

【臨時特例つなぎ資金貸付事業】

1 臨時特例つなぎ資金 ★貸付対象世帯：住居のない離職者世帯		
離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者世帯に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付ける資金		100,000 円以内

【福祉資金貸付事業】

1 福祉資金（小口資金） ★貸付対象世帯：低所得世帯		
低所得世帯で一時的に生活が困難となり、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるものへの貸付資金		一般世帯 50,000 円以内 生活保護世帯 30,000 円以内

★資金の種類や相談者の世帯によつての条件が異なりますので、詳しい内容については業務係までお問い合わせください。 ☎ 828-1281

善意のご紹介

社会福祉の推進のために、心温まる善意をいただきました。ありがとうございます。なお、同意をいただいた方のみ掲載しております。

【香典返し】

ここに、ご芳名(敬称略)を掲載し、謹んで亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

- ◆田上 輝昭 若竹町 (亡母 フサ)
- ◆木下 邦子 稲佐町 (亡夫 善郎)
- ◆藤岡 伸子 長与町吉無田郷 (亡母 深堀成子)
- ◆阿波連 邦子 本河内3丁目 (亡母 平良ミツエ)
- ◆富田 キミエ 戸石町 (亡夫 守次郎)

【一般寄附】

- ☆おもちゃ問屋SENSYUO
- ☆チューリツヒ保険会社
- ☆茶道裏千家淡交会 長崎青年部
- ☆真如苑
- ☆Zチューリツヒ基金
- ☆スーパードステーション女神店
- ☆鶴田 勲男
- ☆小林 輝久

平成30年9月14日から
平成31年4月8日まで受付分

長崎市社協の応援団募集中!

私たちは、住民の皆様が安心して、住み慣れたまちで自分らしく暮らせるように、住民の皆様と一緒に良いまちづくりに向けた活動を進めています。

私たちが行う活動の充実と継続には、住民の皆様にご協力いただく会費が重要な財源となっています。

私たちの活動にご賛同いただき、会員加入にご協力をお願いいたします。

種類	金額(1口)
賛助会員(個人)	1,000円
団体会員(法人・事業所など)	3,000円

- ※何口でもご加入いただけます。
- ※会員・会費は年度ごとに更新となります。(4月から1年間)



寄附(香典返し等)は社会福祉協議会へ

市社協では、市民の皆様が地域において安心して豊かに生活できるよう、地域福祉活動を推進するためにご寄附を有効に活用させていただいております。

また、ご寄附(香典返し)をいただきますと挨拶状・礼状・封筒をご用意いたします。

つきましては、社協の活動をご理解の上、香典返し・イベントやバザー等の収益金・企業の社会貢献などによる寄附をお考えの際は、社協(本所・支所)へお寄せくださいますようお願いいたします。

イラストの中に、8つの間違いが隠されています。

ハガキに住所・氏名・年齢・答え(Bを切り取り、間違いに○を付けてハガキに貼りつけてください。)及び社協だよりの感想を記入し、下記までご応募ください。正解者の中から抽選でQUOカード500円分を20名の方にプレゼントします。

なお、当選の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

【応募先】
〒850-0054
長崎市中町1番33号
長崎市社会福祉協議会

【応募条件】
長崎市内在住の方に限る

【締切り】
令和元年5月31日(金)消印有効

「できるかな?」



A



B

長崎市社会福祉協議会

本所	長崎市中町1番33号	☎ 828-1281
ボランティア室	長崎市馬町21番地1	☎ 829-1125
香焼支所	長崎市香焼町1070番地4	☎ 871-4112
三和支所	長崎市布巻町67番地1	☎ 892-0646
外海支所	長崎市西出津町3127番地	☎ 0959-25-0006
琴海支所	長崎市長浦町3777番地10	☎ 885-2141



ホームページアドレス

<http://www.nagasaki-shakyou.or.jp>